

オンライン請求ネットワーク利用規程

(目的)

第1条 この規程は、オンライン請求ネットワークを利用する場合に必要な事項を定めるものであり、ネットワークの適切な運用を目的とする。

(定義)

第2条 本規程において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「オンライン請求ネットワーク」とは、保険医療機関、保険薬局、請求事務代行者、特定健診・特定保健指導機関、審査支払機関、医療保険者及び公費負担医療実施機関等（以下、保険医療機関及び医療保険者等という）を全国規模で結ぶネットワークをいう。
- 二 本ネットワークとは、オンライン請求ネットワークをいう。
- 三 運営者とは、本ネットワークを構築・運営している社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会をいう。
- 四 利用者とは、本ネットワークを使用し各種システムの運用を行う運営事業者をいう。
- 五 事業者とは、本ネットワークに接続するに際して VPN (Virtual Private Network) 等により保険医療機関及び医療保険者等にサービスを提供する回線事業者をいう。

(委員会の設置)

第3条 運営者は、本ネットワークの運営方針等について、オンライン請求ネットワーク運営委員会を設置し協議する。

(適用)

第4条 本規程は、全ての利用者及び事業者に適用されるものとする。

- 2 本規程の実施のために制定される細則その他付随して作成された本ネットワーク利用上の決まりは、本規程の一部を構成するものとして前項

に従い利用者及び事業者に適用されるものとする。

(規約の遵守)

第5条 利用者は、本ネットワークの利用に際し、事前に本規程を熟読の上、本規程に同意して本ネットワークを利用するものとする。

2 事業者は、本ネットワークに接続するに際し、事前に本規程を熟読の上、本規程に同意して本ネットワークに接続するものとする。

3 利用者及び事業者は、本ネットワークに接続又は利用する場合は、本規程を遵守する必要がある。

(ネットワークの利用)

第6条 本ネットワークは、オンライン請求システムの運用を目的に構築されたものであり、他の目的で利用する場合は、オンライン請求システムの運用に影響を与えないものとする。

2 本ネットワークを新たに利用しようとする者は、オンライン請求ネットワーク運営委員会の事務局である社会保険診療報酬支払基金に申し出、運営者の承認を得なければならない。

3 利用者又は事業者が、本ネットワークの接続又は利用を解除しようとするときは、オンライン請求ネットワーク運営委員会の事務局である社会保険診療報酬支払基金に申し出、運営者の承認を得なければならない。

(費用負担)

第7条 利用者及び事業者は、本ネットワークを利用する場合、その利用費用を負担するものとする。

なお、利用費用の負担金額については、別途運営者と利用者又は事業者との間で協議の上、決定する。

(利用制限)

第8条 運営者は、本ネットワークの維持・補修の必要があるとき、天災地変その他の事由によりネットワークに障害の生じたとき、その他の理由のいかんを問わず、その裁量により、利用者又は事業者への予告を行

うことなく、利用制限を行うことがある。

(ネットワークの責任分界点)

第9条 運営者の責任分界点は、次の各号に掲げるとおりであり、責任範囲で障害が起こった際の対処について責任を負うものとする。

- 一 利用者に対しては、運営者が準備したネットワーク機器の接続点(WAN側ポート)及び保険医療機関・医療保険者の接続先となる装置(網終端装置及びRAS)を責任分界点とする。
- 二 事業者に対しては、運用者が準備したネットワーク機器の接続点(WAN側ポート)を責任分界点とする。

(利用者及び事業者の責任)

第10条 利用者及び事業者は、次の各号に掲げる事項に留意して本ネットワークを利用しなくてはならない。

- 一 本ネットワークの定期的な又は臨時的な停止、利用制限、その他通信回線の障害等により予告の有無を問わず、本ネットワークが利用できなくなる場合があること。
- 二 利用者及び事業者は、「レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の該当する事項の規定に従い、適切にネットワークを利用する責任を有すること。

(禁止事項)

第11条 利用者及び事業者は、次の各号に掲げる行為又はその恐れがある行為を行うことはできない。

- 一 本ネットワークに対し、不正にアクセスを行うこと
- 二 本ネットワークの管理及び運営を妨害すること
- 三 本ネットワークを介し、ウイルスに感染したファイルを送信すること
- 四 本ネットワーク若しくは本ネットワークへの接続環境を第三者に使用させること又は第三者への貸与、譲渡、売買若しくは担保の目的に供すること

五 本ネットワークの運用に支障をきたす行為

六 運営者、他の利用者及び他の事業者その他第三者の権利を侵害すること

七 法令又は公序良俗に反する行為

2 前項第四号にかかわらず、利用者又は事業者は、オンライン請求ネットワーク運営委員会の事務局である社会保険診療報酬支払基金に申し出、運営者の承認を得た場合に限り、本ネットワーク若しくは本ネットワークへの接続環境を第三者に使用させ又は第三者へ貸与することができるものとする。

(ネットワーク利用の拒否)

第12条 運営者は、前条第1項に定める行為を行った利用者又は事業者に対して、その判断により、本ネットワークの利用又は接続を拒否することがある。

(免責事項)

第13条 運営者は、第8条に定める利用制限又は前条に定める本ネットワークの利用若しくは接続拒否により生ずる利用者又は事業者の損害については、その責任を負わない。

2 運営者は、本規程に別段の定めがある場合を除き、本ネットワーク及びその利用について、特定目的への適合性、品質、正確性、完全性、有用性、第三者の権利の非侵害を何ら保証するものではなく、それらの不保証により利用者又は事業者が生じた損害について責任を負わない。

3 本ネットワーク又はその利用に関し、運営者が利用者又は事業者に損害賠償責任を負うべき場合であっても、利用者又は事業者に対する運営者の損害賠償責任の累計総額は、当該損害が発生した時点から遡って過去1年間に利用者又は事業者がそれぞれ負担した利用費用の相当額を上限とする。

(変更)

第14条 運営者は、必要があると認めるときは、その裁量により利用者

又は事業者の事前の承諾を得ることなく、本規程を変更する旨及び変更後の本規程の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他適切な方法により周知することにより、本規程を変更することができるものとする。

- 2 前項による本規程の変更後に、利用者又は事業者が本ネットワークの利用を継続したときは、利用者又は事業者は、変更に同意したものとみなされる。

(ネットワークの利用時間)

第15条 利用者及び事業者は、第8条に定める利用制限（本ネットワークの運用の停止、休止又は中断を含む。）の時間を除き、本ネットワークを利用することができるものとする。

なお、利用者が運用する各種システムの利用時間等は、利用者が別途定めるとおりとする。

(準拠法及び管轄)

第16条 本規程には、日本国法が適用されるものとする。

- 2 本規程に関する訴訟は、東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、本ネットワークの利用に関し必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。